

ご意見への回答

令和7年2月6日
図書館長

【件名】

年末年始における図書館休館日について

【ご意見】

令和7年1月7日 福島市

- ・ 今回の年末年始、福島県立図書館は12月28日（土）から1月6日（月）まで10日間の休館でした。

この休館期間は東北地方の他の県立図書館と比較しても長期の休館ではないかと感じますが、12月28日（土）及び1月4日（土）及び5日（日）の休館日は、何を根拠に休館と決定されたのでしょうか。また、これについては図書館長が決裁して定めた休館措置でしょうか。

- ・ 図書館の「休館」と図書館職員の「休日」は別個のものであると承知していますが、職員の休日・シフトはどのように定められているのでしょうか。

また、休館であった12月28日（土）及び通常休館日の1月6日（月）の職員勤務状況はどのようになっていたのでしょうか。

【回答】

- ・ 12月28日から1月4日までについては、「福島県立図書館利用規則」第3条1項3号及び4号により休館日となっております。

また、1月5日については館内整理日として臨時休館し、当初の館内整理日であった1月9日（木）については臨時開館いたしました。この休館については図書館長が決定しています（同規則第3条第2項）。

- ・ 職員の休日については、規程（「福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程」第4条各号）に則り、図書館長が定めています。

ご質問ありました12月28日（土）については、職員は週休日となっております。また、1月6日（月）については、職員は出勤日であり、館内整理の業務等を行いました。

（担当：企画管理部長 電話 024-535-3220）

※ 回答内容は、回答日現在の状況に基づくものです。